

那覇市公報

第 1 7 1 7 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（生活衛生課）…………… 593

◇告 示◇

○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 596

○平成 30 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 600

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 602

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 603

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 604

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 605

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 606

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 607

◇公 告◇

○首里石嶺町 4 丁目分譲地建築協定の認可及び縦覧について (建築指導課)	608
○那覇市基幹系システム導入及び運用・保守業務に関する提案依頼について (情報政策課)	608
○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課)	609
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (市民生活安全課)	612
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	615

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	615
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	616
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	617

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1711 号の正誤	617
-------------------	-----

条 例

那覇市条例第45号

平成30年 5 月15日

公 布 済

那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することにより、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居専用地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
- (2) 第一種住居地域 都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域をいう。
- (3) 学校等の区域 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校(大学を除く。)の敷地の周囲100メートル以内の区域又は沖縄県文教地区建築条例(昭和47年沖縄県条例第117号)第3条の第1種文教地区の区域をいう。
- (4) 連休等に係る期間 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日が連続する場合における、当該連続する期間の初日の正午から末日の正午までの期間をいう。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第3条 住宅宿泊事業の実施を制限する区域は、次に定める区域とする。

- (1) 住居専用地域の区域
- (2) 第一種住居地域の区域
- (3) 学校等の区域

2 住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 住居専用地域の区域 日曜日の正午から金曜日の正午までの期間(当該期間のうち連休等に係る期間を除く。)

- (2) 第一種住居地域の区域(当該区域において、住宅宿泊管理業者が届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う場合であって、当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所と当該届出住宅が同一の建築物内若しくは敷地内にないとき、又は隣接していないときに限る。) 日曜日の正午から金曜日の正午までの期間(当該期間のうち連休等に係る期間を除く。)
- (3) 学校等の区域 日曜日の正午から土曜日の正午までの期間(当該期間のうち、前条第2項第3号の学校の休業日が連続する場合における、当該連続する期間の初日の正午から末日の正午までの期間を除く。)
- 3 届出住宅を構成する建築物の敷地(以下「敷地」という。)が第1項各号に定める区域のうち2以上にわたる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。
- (1) 前項第1号に掲げる区分に該当する敷地の部分があるとき 同号の規定
- (2) 前項第2号に掲げる区分に該当する敷地の部分があるとき(前号に該当するときを除く。) 同項第2号の規定
- (3) 前項第3号に掲げる区分に該当する敷地の部分があるとき(前2号に該当するときを除く。) 同項第3号の規定
- 4 敷地が第1項各号に定める区域の内外にわたる場合は、当該敷地の全部が当該区域内にあるものとみなして、前2項の規定を適用する。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

告 示

那覇市告示第 91 号

平成 30 年 5 月 2 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

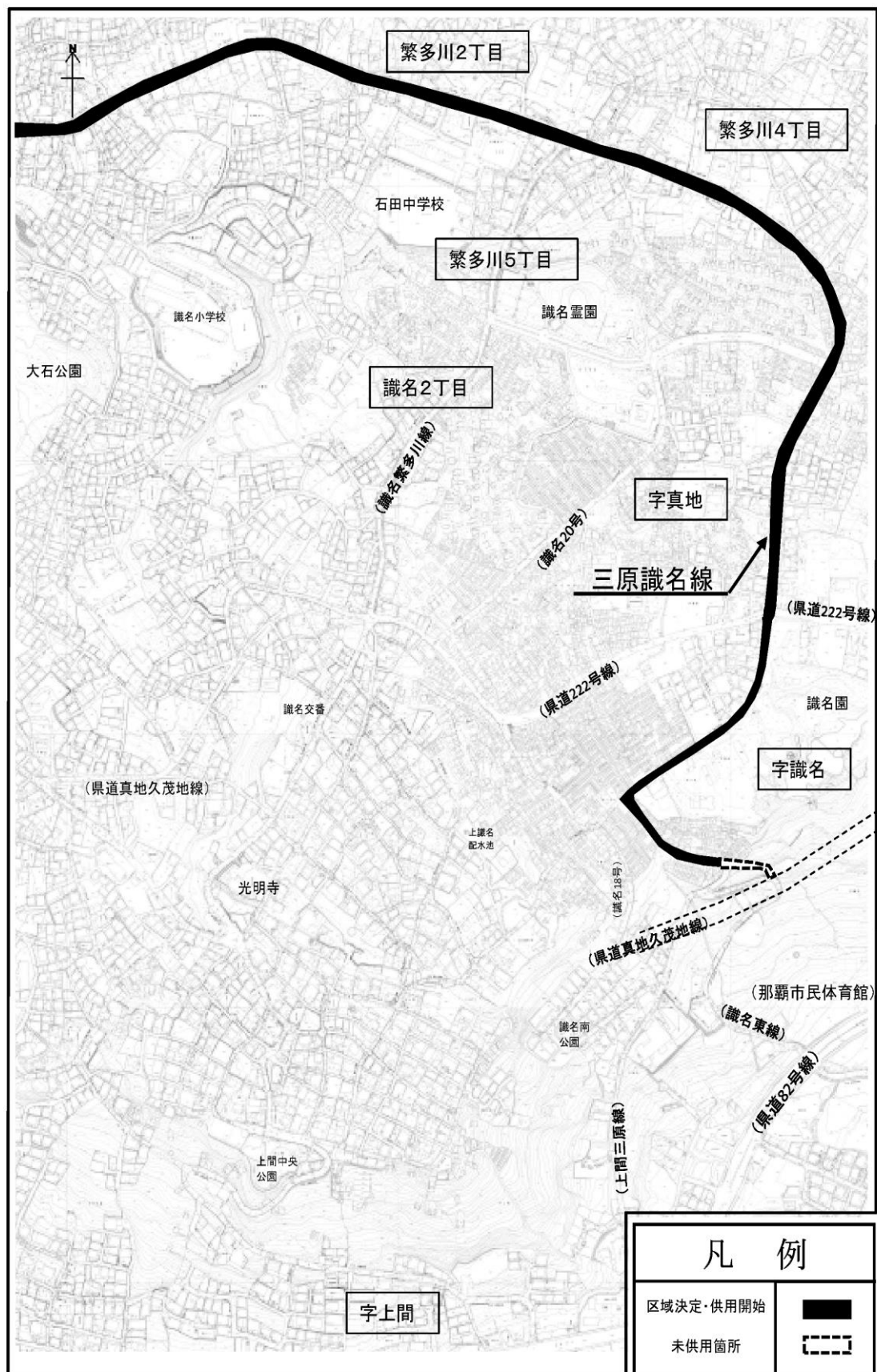
1. 区域決定及び供用開始する路線

整理番号	路 線 名	区 間 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
2380	三原識名線	三原 1 丁目 284 番 2 号 ～ 字 識名 1053 番 4 号	2,707.8	4.3 ～ 27.1	一部区間
2381	識名 28 号	字 上間 167 番 ～ 字 識名 1099 番 3 号	476.1	4.4 ～ 8.0	一部区間
2382	識名 29 号	字 識名 1096 番 1 号 ～ 字 識名 1215 番 2 号	249.8	4.1 ～ 7.0	一部区間

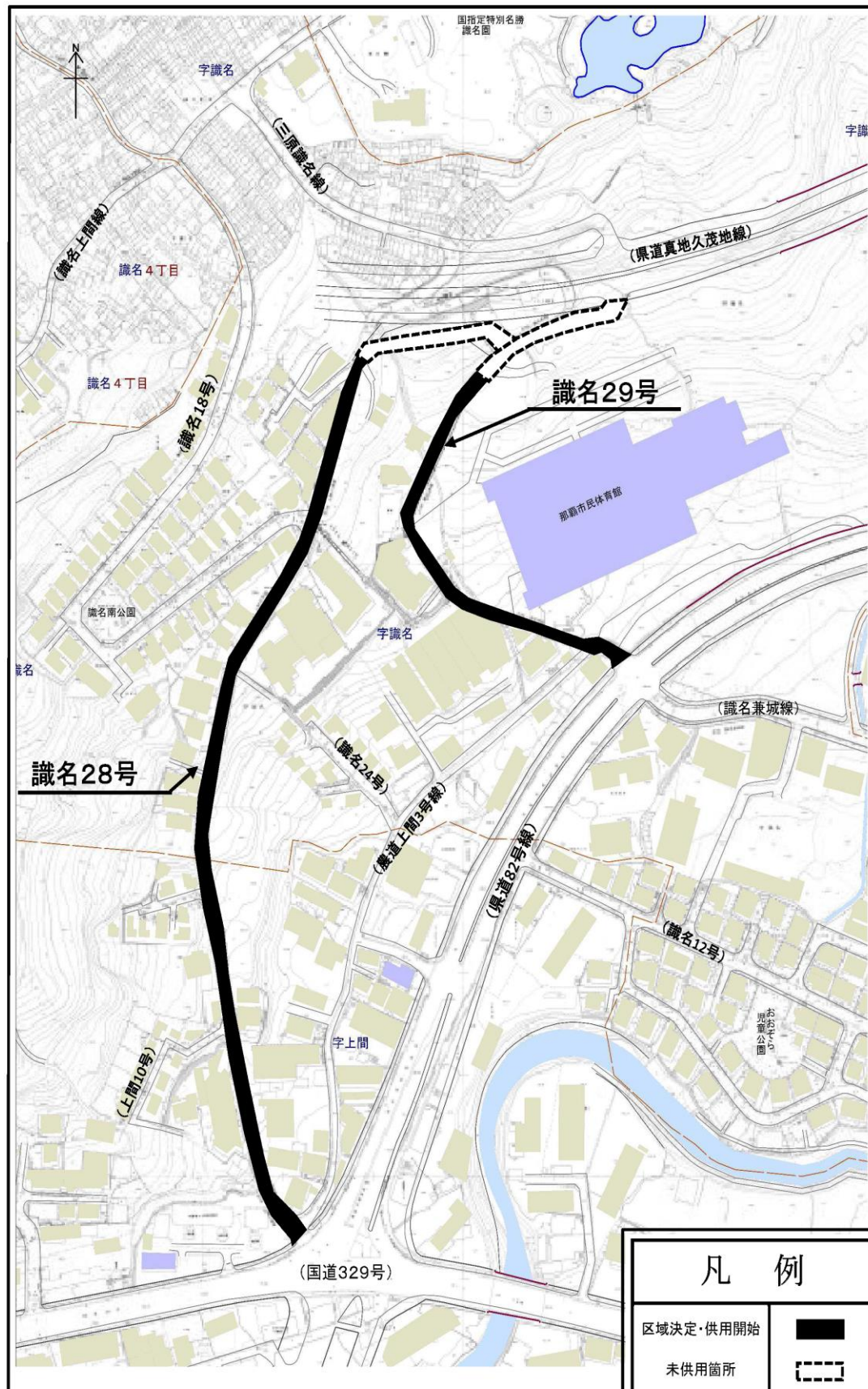
市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図①-1)



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図①-2)



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 105 号

平成 30 年 5 月 20 日

掲 示 済

平成 30 年度市政功労者の表彰について

平成 30 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 441 号

氏 名 ^{おがさわら} ^{ふみこ}
小笠原 文子 (75 歳)

功績概要 昭和 63 年より 30 年の長きにわたり民生委員児童委員を務め地域福祉の推進に尽力。その間、那覇市民生委員児童委員連合会の副会長、沖縄県民生委員児童委員協議会理事を歴任し、組織の運営へ尽力するとともに本市の地域福祉の推進に貢献。

登録番号 442 号

氏 名 ^{きしもと} ^{ちゅうざぶろう}
岸本 忠三郎 (86 歳)

功績概要 昭和 47 年 6 月より 5 期 18 年余にわたり、那覇市選出の県議会議員として沖縄県の振興発展に尽力。その間、経済労働渉外委員長、土木委員会委員、経済労働委員会委員、総務企画委員会委員等を歴任し、県議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 443 号

氏 名 ^{せなが} ^{きよし}
瀬長 清 (70 歳)

功績概要 平成 16 年 11 月から、4 期 12 年余にわたり那覇市議会議員として務める。その間、議会運営委員会委員長、建設常任委員会委員長等の要職を務め、本市が抱える重要課題の解決と円滑な議会運営に尽力し、議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 444 号

氏 名 ^{たから} ^{まさゆき}
高良 正幸 (69 歳)

功績概要 平成 17 年 8 月から 3 期 12 年にわたり那覇市議会議員として務める。

その間、教育福祉常任委員会委員長、厚生経済常任委員会委員長、観光と地域活性化に関する調査特別委員会委員長等の要職を務め、議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 445 号

氏 名 ^{たまぐすく} 玉 城 ^{ひでこ} 秀子（76 歳）

功績概要 玉城流玉扇会の実演家、指導者として活躍し、平成 21 年には、国指定重要無形文化財「琉球舞踊」保持者として認定を受ける。那覇市文化協会の副会長、顧問、沖縄芸能連盟会会長等の要職を歴任し、本市の伝統芸能の振興に貢献。

登録番号 446 号

氏 名 ^{ちねん} 知 念 ^{ひろし} 博（64 歳）

功績概要 平成 9 年 8 月から、4 期 16 年にわたり那覇市議会議員として務める。その間、厚生経済常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、監査委員等の要職を務め、重要課題の解決と行財政の健全な運営に尽力し、議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 447 号

氏 名 ^{なかむら} 中 村 ^{てつお} 哲雄（79 歳）

功績概要 昭和 57 年から 35 年間にわたり、那覇市心理専門員として本市の障がい児教育の充実に尽力。教育的観点から保育士や保護者に対し、児童の特性にあった療育の助言・指導を行い、本市の保育者の資質の向上や障がい児教育の充実に貢献。

登録番号 448 号

氏 名 ^{ひ が} 比 嘉 ^{あきら} 晃（71 歳）

功績概要 第 1 回那覇大綱挽から 47 年間にわたり旗持や頭貫棒責任者、綱方、実行委員長等を務め、那覇大綱挽保存会の副会長として活躍。本市の伝統行事である大綱挽の保存、継承に努めるとともに、後輩の指導育成に尽力し、本市の観光振興に貢献。

登録番号 449 号

氏 名 ^{よ ぎ} 與 儀 ^{みつお} 實津夫（76 歳）

功績概要 平成 14 年から 10 年間那覇市立病院院長を務め、その間初代病院事業管理者、初代地方独立行政法人病院理事長を歴任。市民の健康保持・増進に努め、保健衛生行政の推進に寄与し、本市及び地域の中核的病院としての那覇市立病院の発展に貢献。

那覇市告示第 123 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
はるはな薬局	株式会社 あいわ	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市字安里 395 番地 2		
かいせいクリニック	山城 剛	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市宮城 1 丁目 18 番 1 号 エスタジオ小緑 3 階		
すこやか薬局 みやぐすく店	株式会社 薬正堂	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市宮城 1 丁目 18 番 1 号 B 1 F		
ひまわりクリニック	尾野 敏郎	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市泉崎 2 丁目 8 番 18 号		
コモエスタ訪問看護ステーション	株式会社ゆい沖縄	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 433 番地		

那覇市告示第 124 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
小禄訪問看護ステーション		平成 30 年 4 月 1 日
名称	小禄訪問看護ステーション (小禄老人訪問看護ステーション)	
くくる薬局		平成 30 年 4 月 1 日
名称	くくる薬局 (くがに薬局 おもろまち店)	

那覇市告示第 125 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
びいふる第2薬局	琉球クオール株式会社	平成30年5月1日
那覇市小禄1丁目1番45号		
J R J 薬局那覇店	ジャパンローヤルゼリー株式会社	平成30年3月31日
那覇市久茂地2丁目3番10号 RBC・QAB メディアセンタービル1階		
かいクリニック	医療法人上泉会	平成30年4月1日
那覇市泉崎2丁目8番18号		

那覇市告示第 126 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
小緑訪問看護ステーション		平成 30 年 4 月 1 日
名称	小緑訪問看護ステーション (小緑老人訪問看護ステーション)	

那覇市告示第 127 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会 メディカルプラザ大道中央 (訪問看護、介護予防訪問看護)	平成 30 年 4 月 1 日
那覇市字大道 123 番地	

那覇市告示第 128 号

平成 30 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
びいふる第 2 薬局 (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成 30 年 5 月 1 日
那覇市小緑 1 丁目 1 番 45 号	
J R J 薬局那覇店 (居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導)	平成 30 年 3 月 31 日
那覇市久茂地 2 丁目 3 番 10 号 RBC・QAB メディアセンタービル 1 階	

公 告

那覇市公告第 56 号

平成 30 年 5 月 2 日

掲 示 済

首里石嶺町 4 丁目分譲地建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 73 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。

また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 認可番号 | 第 1 号 |
| 2 認可年月日 | 平成 30 年 5 月 2 日 |
| 3 建築協定の名称 | 首里石嶺町 4 丁目分譲地建築協定 |
| 4 建築協定の地名地番 | 那覇市首里石嶺町 4 丁目 281 番 1、2、5 (一部)、
8、25、45、283 番 1、284 番 3 (一部)、4、
5 (一部)、468 番 2 |
| 5 縦覧場所 | 那覇市 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 9 階 |

那覇市公告第 77 号

平成 30 年 5 月 22 日

掲 示 済

那覇市基幹系システム導入及び運用・保守業務に関する提案依頼について

那覇市基幹系システム導入及び運用・保守業務についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

-
- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 件 名 | 那覇市基幹系システム導入及び運用・保守業務に関する提案依頼 |
| 2 | 依頼内容 | 提案書、機能証明書、見積書等の提出 |
| 3 | 説明会 | 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時まで
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 1 階 (市民会議室) |
| 4 | 提出期限 | ①参加表明書等 平成 30 年 6 月 4 日 (月) 午後 5 時まで
②提案書等 平成 30 年 7 月 4 日 (水) 午後 5 時まで |
| 5 | 問合せ先 | 那覇市 企画財務部 情報政策課
担当 : 比嘉(建)、比嘉(義)、臼井、屋良
TEL:098-861-0350 FAX:098-862-0619
E-Mail : M-JYOH0001@city.naha.lg.jp |
| 6 | 詳細内容 | 仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。
URL : http://www.city.naha.okinawa.jp/ |
-

那覇市公告第 78 号

平成 30 年 5 月 22 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成30年5月10日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課	電話 (内線) 2036		
個人情報管理責任者	秘書広報課長			
業 務 の 名 称	広報なは市民の友3月号掲載読売ジャイアンツオリジナルグッズ プレゼント発送業務			
業 務 の 目 的	広報紙への意見を市民から広く収集し、今後の紙面作成に反映させるとともに、市民に広報紙を身近に感じてもらう			
個人情報の対象者	プレゼント応募者96人			
業務の開始年月日	平成30年3月1日			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 電話番号 ☒ 年齢 ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(平成30年3月1日～平成30年4月26日)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	個人情報保護条例についての知識不足のため、届出が業務実施後になりました。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

平成 30年 5月 10日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部秘書広報課 電話098-862-9942		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成 30年 4月 26日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	広報なは市民の友3月号掲載、読売ジャイアンツオリジナルグッズプレゼント発送業務 平成 30年 3月 1日		
廃止又は変更の 理 由	一度限りの臨時的な業務であり、平成30年4月26日をもってプレゼント発送したため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那 覇 市 公 告 第 7 9 号

平 成 3 0 年 5 月 2 2 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年5月10日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	南風原町 国保年金課
業 務 の 名 称	後期高齢者被保険者証資格確認		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年5月10日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	生活保護受給期間		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日審議会承認 個人情報の目的外利用又は 外部提供を行うことが出来る類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1項第1号 (高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項)		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護管理課 電話861-5193		

第10号様式(第19条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年5月14日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	那覇市教育委員会 学校教育課
業 務 の 名 称	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年5月14日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	平成30年5月1日現在の生活保護世帯に属する児童・生徒の氏名及び 在学している学校名、学年		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成18年3月29日審議会承認 個人情報の目的外利用又は 外部提供を行うことが出来る類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条及び第18条に基づき		
届 出 担 当 部 課	福祉部 保護管理課 電話861-5193		

那覇市公告第 92 号

平成 30 年 6 月 1 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 開発許可年月日、番号及び指令番号 | 平成 30 年 4 月 19 日 第 H28-08-02 号
那覇市指令ま建指第 620 号 |
| 2 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 那覇市字仲井真 376 番 1、377 番地 |
| 3 | 公共施設 | なし |
| 4 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 那覇市松山二丁目 13 番 1 号
有限会社 富士家 代表取締役 仲本隆 |
| 5 | 検査済証番号 | 平成 30 年 5 月 2 日 那ま建指第 65 号 |
| 6 | 工事完了年月日 | 平成 30 年 4 月 19 日 |

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 5 号

平成 30 年 5 月 8 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
36	沖縄パナソニック 特機株式会社	那覇市西 2 丁目 15 番 1 号	木村 隆夫	平成30年 5 月 8 日

那覇市上下水道局告示第 6 号

平成 30 年 5 月 15 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 252 号
指定工事店名	有限会社スイケン
営業所所在地	沖縄県那覇市宇国場 1161 番地 4－201 号
代表者氏名	眞座 孝浩
有効期間	自 平成27年4月1日 至 平成32年3月31日
異動年月日	平成 30 年 4 月 17 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 7 号

平 成 3 0 年 5 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 197 号
指定工事店名	沖縄ガスリビング株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市西三丁目 13 番 2 号
代表者氏名	島 紀彦
有効期間	自 平成28年4月1日 至 平成33年3月31日
異動年月日	平成 30 年 4 月 25 日
異動事由	代表者の変更

正 誤

○那覇市公報第1711号の正誤

2018(平成 30)年 3 月 1 日付け那覇市公報第 1711 号に登載された消防局訓令第 5 号について、次のとおり訂正する。

1 ページ1517

訂正箇所 上から24行目

訂正内容	
訂正前	訂正後
5 消防局長又は署長は前4項より申請があつた場合、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、旅館、ホテル、風俗等の事業所には消防法令適合通知書(第22号様式)、住宅宿泊事業所には第22号の2様式を交付するものとする。	5 消防局長又は署長は前各項より申請があつた場合、第69条に基づく査察を行い、第74条に掲げる検査事項が消防法令に適合していることを確認し、旅館、ホテル、風俗等の事業所には消防法令適合通知書(第22号様式)、住宅宿泊事業所には第22号の2様式を交付するものとする。

2 ページ1520

[改正後 別記] 第19号様式 (第55条関係)

訂正箇所 上から 5 行目

訂正内容	
訂正前	訂正後
那覇市消防局長 (署長) 宛	那覇市消防局長 <u>(署長)</u> 宛

3 ページ1524

[改正前 別記] 第21号様式 (第55条関係)

訂正箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
上から 4行目	那消 第 号	那消 <u>予</u> 第 号
上から 8行目	下記の旅館又はホテルについては	下記の <u>旅館又はホテル</u> については

4 ページ1525

[改正後 別記] 第21号様式 (第55条関係)

訂正箇所	訂正内容	
	訂正前	訂正後
上から 4行目	那消 <u>予</u> 第 号	那消__第 号
上から 7行目	那覇市消防局長 (署長) 印	那覇市消防局長 (署長) <u>印</u>
上から 8行目	下記の <u>旅館又はホテル</u> については	下記の <u>旅館等</u> については

訂正箇所 上から30行目及び31行目

[訂正前]

5 備考

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

[訂正後]

5 備考

備考 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

